

JBN REPORT

特集：省エネ性能の視覚化で比較検討が容易に

2016年4月号 -Vol.15



省エネ性能表示のガイドライン施行

既存住宅は基準適合でeマーク表示が可能に

国土交通省はこのほど、建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）を策定し、3月11日に公布、4月1日に施行しました。併せて既存住宅用の「基準適合認定表示」も提示しています。建築物省エネ法では第7条で販売・賃貸事業者に対して「建築物の省エネ性能の表示」を努力義務として盛り込んでいます。

建築物の省エネ性能の評価は、建築研究所のWEBプログラム等による“自己評価”でも、登録判定機関や所管行政庁等による“第三者認証”的どちらでも可。第三者認証の場合は認証マーク等を同時に表示します。表示事項は①建築物の名称（戸建住宅は省略可）②評価年月日③第三者認証・自己評価の別④第三者認証機関名称⑤設計一次エネルギー消費量（設計値）の基準一次エネルギー消費量（基準値）からの削減率⑥基準値、誘導基準値、設計値の関係図⑦一次エネルギー消費量基準の適合可否⑧外皮基準の適合可否⑨建築物の一部（テナント、住戸等）で評価した

場合はその旨⑩第三者認証の場合は第三者認証マーク——で、一次エネルギー消費量を算出した場合は、基準一次エネルギー消費量と設計一次エネルギー消費量を表示することが「望ましい」としています。

さらに、省エネ性能の評価に関しては、解説資料を配布するなどしてその方法を明らかにすることを求め、省エネ性能を☆マーク等で段階的に表示する場合も、指標の考え方等を明らかにすることとしています。また、建築物の販売・賃貸にあたっては、購入者・賃借者に表示内容を説明することが求められます。

建築研究所のWEBプログラムの計算結果もガイドラインの自己評価の表示に見直されます。また、住宅性能評価・表示協会が運営する表示制度「BELS」も4月から評価対象に住宅を追加しました。

既存建築物に関しては建築物省エネ法第36条で、所有者が所管行政庁に申請し、省エネ基準に適合していることの認定を受けることができるとしています。4月からは認定された建築物や広告等に「基準適合認定マーク（eマーク）」が表示できるようになります。



工務店の今を 知る、伝える、支える情報誌

JBN REPORT

発行：一般社団法人 JBN・全国工務店協会

〒104-0032
東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

TEL: 03-5540-6678

FAX: 03-5540-6679

Mail: jbn@jbn-support.jp

HP: <http://www.jbn-support.jp>

© JBN 禁無断転載



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

本年度のZEH補助はビルダー登録が必要に

経済産業省が実施しているZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業に関して、本年度は、執行団体の環境共創イニシアチブに登録した“ZEHビルダー”が設計、建築（既築改修を含む）するZEH（寒冷地以外のNearly ZEHは含まない）でなければ補助の対象にならない仕組みに変更されました。

補助金額は、一戸あたり125万円（定額）の予定です。寒冷地特別強化外皮仕様（1、2地域でUA値0.25以下）は150万円（定額：25万円加算）。Nearly ZEHは原則対象にならないが、寒冷地（1、2地域）に限り対象になる見込みで、125万円（定額：25万円加算）の予定。

目標のイメージ

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ZEH割合	○%	○%	○%	○%	50%以上

*新築注文戸建住宅全体に対するZEH（Nearly ZEHを含む）の割合。補助金交付物件に限らない。

*建売住宅を補助対象として申請する場合は、新築注文戸建住宅と新築建売住宅を含んだZEHの割合。

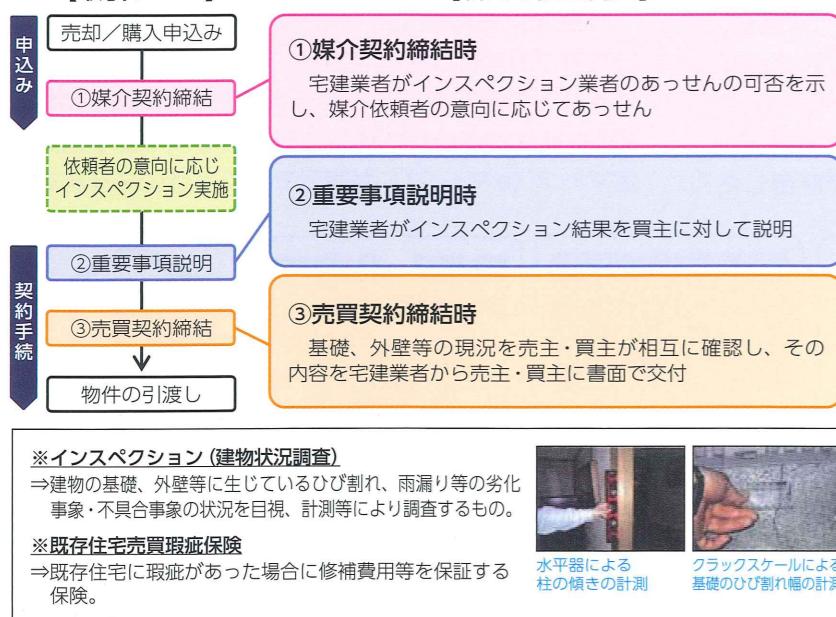
*既築住宅の改修を補助対象として申請する場合は、年間の改修件数に対するZEHの割合。

*件数の単位は問いません。（棟数、戸数、契約件数いずれでも可）

インスペクションの結果の説明等を宅建業者に義務付け 宅地建物取引業法の一部改正

政府はこのほど、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を閣議決定しました（4月4日現在衆議院で審議中）。改正案では、媒介契約の締結時に、建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあっせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付、買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明、売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付——の3つを、宅地建物取引業者に対して義務付けるとしています。既存住宅取引の際の宅建業者のインスペクション活用を促進し、消費者が安心して既存住宅の取り引きを行える市場環境の整備を図ることが目的です。

【取引フロー】



また、採択されたZEHに蓄電システムを導入する場合は蓄電容量1kWhあたり5万円（上限：50万円または蓄電システムの価格の三分の一のいずれか低い金額）を加算する予定です。

申請額が予算額を上回った場合は、「外皮性能」と「設計一次エネルギー消費量（太陽光発電による創エネルギー分を除く）の削減率」が高いものから優先的に採択されます。また、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示を取得か取得予定の申請については加点考慮されます。

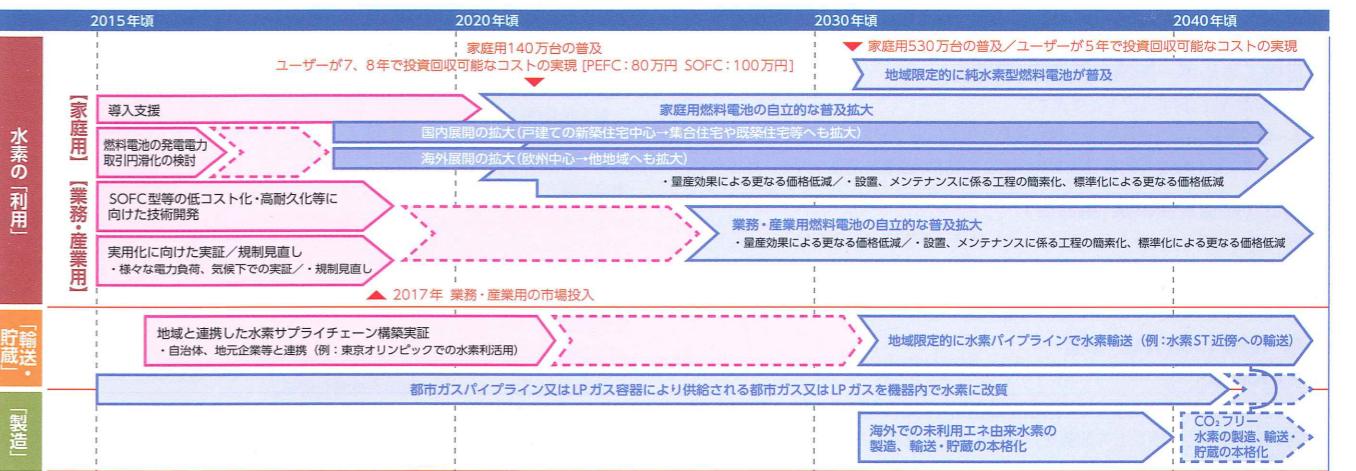
本年度も複数回に分けた公募が予定されています。

エネファームの将来的な価格目標を提言 経産省ロードマップ

経済産業省の「水素・燃料電池戦略協議会」がこのほど、「水素・燃料電池戦略ロードマップ改訂版」をまとめました。2014年に策定した同ロードマップに新たな目標や取り組みの具体化を盛り込み、家庭用燃料電池に関しては、将来的な価格目標を明確化。現在140万円程度のPEFC（固体高分子形燃料電池）型を、2019年までに80万円程度にするとし、現在175万円程度のSOFC（固体酸化物形燃料電池）型も2021年までに100万円程度に下げる目標を掲げました。

家庭用燃料電池（エネファーム）は2009年に市場投入され、2015年12月21日付で、日本ガス協会が15万台を発表。政府のエネルギー基本計画や日本再興戦略改訂では、2020年に140万台、

水素・燃料電池戦略ロードマップ概要（3）～定置用燃料電池（分散型コーチェネレーション）～ [2016年3月22日改訂版]



2030年に530万台の導入目標が掲げられています。目標を達成した場合、家庭部門のエネルギー消費量を約4%削減。CO₂排出量も約4%（年間約800万トン）削減する効果が見込まれています。

今回の改訂版では、本格的な普及に向けては「エンドユーザー負担額を減らし、投資回収期間を短縮することが重要」と強調。コスト削減策として量産化や技術開発だけでなく、すでに取り組まれている既設給湯器をバックアップボイラーとして活用するといった創意工夫や、新規事業者の参入促進などを挙げました。現在のユーザーは大都市の都市ガス使用地域の新築戸建が中心ですが、集合住宅やLPガス使用世帯への対象ユーザー拡大も提言しています。国に対してもは2020年代頃までの導入補助の継続を求めました。

子育てに配慮した住宅のガイドラインを発表 東京都

東京都がこのほど「子育てに配慮した住宅のガイドライン」をまとめました。子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携にも配慮した優良な住宅を整備する際

に考慮すべき事項を、図や写真等も使い例示

しています。基本的には新築・既存の集合住宅（賃貸住宅、分譲マンション）を想定していますが、住戸内の仕様などについては、戸建て住宅にも対応した内容となっています。同ガイドライン発行とあわせ、都は、集合住宅対象の「東京都子育て支援住宅認定制度」を創設しました。

同ガイドラインは、小学校に就学している児童までを想定し、考慮すべき事項として①子どもの遊び場や子育てのための施設など「良好な周辺環境の確保」②子育てに配慮した設備や間取りなど「安全性・家の効率性の確保」③子育て世帯が集まって住むことによる「安心感や活発な交流の展開」④集合会所や自転車置場などを円滑に利用するための「管理・運営のルールづくりなど」——の4項目で構成。

住宅の設計者や工務店等の建設事業者、リフォーム事業者、賃貸住宅所有者、宅地建物取引業者、分譲マンションの管理組合などに活用もらうことを想定しています。

「子育てに配慮した住宅のガイドライン」

